

議案第六号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四金額の欄中「千八百四十五円」を「二千百二十一円」に、「千二百七十六円」を「千四百六十七円」に、「千五百七十四円」を「千八百十円」に、「六百二十三円」を「七百十六円」に、「五百三十円」を「六百九円」に、「四百七円」を「四百六十八円」に、「六百三円」を「六百九十三円」に、「九千八百五十四円」を「一万千三百三十二円」に、「一万四千七百八十二円」を「一万六千九百九十九円」に、「七十円」を「八十円」に改める。

別表第五金額の欄中「千三百二十三円」を「千三百六十二円」に、「六百四十一円」を「六百六十円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。